

国空予管第456号
平成24年3月23日

地方航空局長 あて

航 空 局 長

「調査・測量等業務契約書の運用基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり一部改正したので、遺漏なきよう措置されたい。
なお、貴管下関係機関に対しても周知願います。

調査・測量等業務契約書の運用基準について

制定 平成22年10月29日 国空予管第631-2号

改正 平成24年 3月23日 国空予管第456号

別添

文頭書関係

- (1) 4 契約保証金において、「工事請負契約及び設計業務等契約における契約の保証に関する取扱いについて」(平成24年3月23日付け国空予管第448号。以下「契約保証取扱通達」という。)の規定により、次のいずれかに該当する内容を記載する。
- ① 第4条第1項第一号により受注者が納付した場合は、金額を記載する。
 - ② 第4条第1項第二号により受注者が提供した場合は、「契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供により契約保証金の納付に代える」と記載する。
 - ③ 第4条第1項第三号により受注者が提出した場合は、「債務不履行による損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証に係る保証書の提出により契約保証金の納付に代える」と記載する。
 - ④ 本運用基準第4条関係(3)のいずれかに該当する場合は、「免除」と記載する。
- (2) 5 調停人は、発注者及び受注者があらかじめ調停人を選任する場合に採用する。また、調停人を選任しない場合には、5の全文を削除する。

第1条関係

第12項において、受注者が共同体を結成している場合は、発注者と受注者との間では全ての行為が共同体の代表者を通じて行うこととされたので、遺漏のないよう対応されたい。

第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう対応されたい。

第3条関係

- (1) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮し

た日数を記載できるものであること。

- (2) 第2項の「7日」については、履行期間、業務の態様等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第4条関係

- (1) 契約保証については、発注者に金銭を支払うことによる金銭的な方法により履行を保証させることとする。
- (2) 契約保証金の納付に代えて担保を提供される場合とは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第100条の4に規定されている内容として、第4条第1項第二号又は第三号に示された有価証券等の提供又は債務不履行による損害金の支払いを保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る保証書が提出された場合をいう。
- (3) 契約の保証を免除する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- ① 「予決令」第100条の3に規定されている内容として、第4条第1項第四号、第五号により受注者から保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関(以下「保険会社等」という。)が交付する公共工事履行保証証券による保証に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券が提出された場合。
 - ② 「契約保証取扱通達」1②イにより、「予決令」第100条の2第1項第1号の規定により契約書の作成を省略できる契約である場合。
 - ③ 一般的な業務であって、業務の内容及び性格等から契約の保証の必要がないと認められる場合。
 - ④ 「契約保証取扱通達」附則2により、「契約保証については、当分の間、「予決令」第84条に規定する金額未滿の工事又は業務については免除しても差し支えない。」と規定されている予定価格が1,000万円未滿の業務をいう。
- (4) 第4条第2項及び第4項において、契約保証金の額及び保証金額又は保険金額としての業務料の「10分の〇」の部分とは、次の各号のいずれかに該当する割合を記載する。
- ① 低入札価格調査の対象とならない契約の場合は、「会計法」(昭和22年法律第35号。以下「会計法」という。)第29条の8及び「予決令」第100条第1項第4号により、契約担当官等が作成すべき契約書に違約金に関する事項を記載しなければならないため、「10分の1」と記載する。

- ② 低入札価格調査の対象となった契約の場合は、「低入札価格調査制度対象工事における契約保証金の額について」(平成24年3月23日付け国空予管第449号。以下「低入札調査対象工事契約保証金通達」という。) 1(2)①及び②により、「10分の1」を読み替え、「10分の3」と記載する。
- (5) 契約の保証を要しない場合には、第4条の条文を削除する。

第7条関係

第4項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し又は請負させた者の住所、委任し又は請負させた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

第9条関係

- (1) 第3項において、「二名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、「監督検査要領」第7条に規定する同一の契約について二名以上の調査職員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を調査職員通知書に明示すること。
- (2) 第4項は第2条第1項の特則を規定したのではなく、契約書でなく仕様書等において権限が創設される調査職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものであること。

第11条関係

仕様書等に業務の技術上の照査を行う照査技術者を配置しなければならない旨の記載をしていない場合は削除する。

第14条関係

第2項及び第4項の「10日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第15条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第16条関係

- (1) 第1項において、貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を仕様書等に明示すること。

- (2) 第2項の「7日」については、受領書又は借用書の作成等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第18条関係

第3項の「14日」については、調査結果等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第20条関係

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（現場調査業務である場合に限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第24条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第39条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、仕様書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては、仕様書等の変更が行われた日、第39条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第25条関係

- (1) 第1項の「業務料の変更」とは、第17条、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第3項、第22条第2項、第23条第3項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。

- (2) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「業務料の変更事由が生じた日」とは、第17条においては、調査職員が修補の請求を行った日、第18条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、仕様書等の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が業務の一時中止を通知した日、第21条第3項においては、仕様書等の変更が行われた日、第22条第2項においては、受注者が第22条第1項の請求を行った日、第23条第3項においては、発注者が第23条第1項又は第2項の請求を行った日、第39条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第17条、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第3項及び第39条第2項の規定に基づくものをいう。

第29条関係

- (1) 第4項の「業務料」とは、被害を負担する時点における業務料をいうものであること。
- (2) 第4項及び第6項において、受注者から損害による費用の負担の請求があった場合に、発注者が負担する割合は、損害合計額のうち業務料の「100分の1を超える」額とする。

なお、1回の損害額が当初の業務料の5/1000の額（この額が20万円を超える場合は20万円）に満たない場合は、「当該損害の額」は0として取扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。
- (4) 発注者は、入札説明書等により(1)及び(2)の事項を了知させること。

第30条関係

- (1) 第1項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の「7日」については、業務料を増額すべき事由又は費用を負担すべき

事由等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第31条関係

第2項の「10日」については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第5条の規定により10日以内とされている。

第32条関係

第2項の、業務代金の支払時期は、「支払遅延防止法」第6条及び「政府契約の支払遅延防止等に関する法律運用方針」（昭和25年4月17日付け理国第140号。以下「支払遅延防止法運用方針」という。）第13の2（ロ）の規定により国が給付の完了の検査を終了した相手から適法な支払請求を受けた日からその他の給付については30日以内に支払わなければならないと規定されている。

第34条関係

- (1) 第34条は、前払金を支払う条件の場合に採用する。また、前払金を支払わない条件の場合には、第34条の条文を削除する。
- (2) 前払金は、「会計法」第22条及び「予算決算及び会計令臨時特例」（昭和21年勅令第558号）第2条第3号及び第4条の規定により、前払金の対象として、公共工事の代価の範囲及び割合を財務大臣と協議し、支払いをすることができる」と規定されている。

平成23年度現在における協議内容は、公共工事の代価の範囲及び割合は、前払金は請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事(※)の設計又は調査、200万円以上の測量が対象となり、請負代価の10分の3以内とされている。

また、「前払金金利相当額の減額等について」（昭和53年9月27日付け空経第589号）3により、経費積算額が1,000万円以上、工期が3ヶ月以上の公共工事が対象とされている。

なお、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条に「この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であって、政令で定めるもの以外のものをいう。）をいい、資源開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であって、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。」と規定されているため、工事の設計、工事に関する調査

及び測量についても経費積算額が1,000万円以上、履行期間が3ヶ月以上の業務が対象となる。

※土木建築に関する工事とは、建設業法第2条第1項における別表第1に掲げる工事をいう。

- (3) 第1項において、(2)の財務大臣との協議により、前金払の割合としては請負代価の「10分の3」とする。
- (4) 第2項において、相手方から給付を完了した旨の通知を受け、国において完了の確認又は検査をしていない業務料の支払の時期については、「支払遅延防止法運用方針」第13の1(ロ)の規定により相手方から給付を完了した旨の通知を受け、国において完了の検査をしていないものは請求を受けた日からその他の給付については10日以内に支払わなければならないと解される。
- (5) 第3項において、第1項と同様に「10分の3」とする。
- (6) 第4項において、(2)の財務大臣との協議により、前金払をした後において、請負代価を減額した場合、当該前金払の額を超えない範囲内において、割合としては改定請負代価の「10分の4」とする。
- (7) 第4項の返還の期限については、「歳入徴収官事務規定」(昭和27年11月29日付け大蔵省令第141号)第18条により「法令その他の定めがある場合を除く外、調査決定の日から20日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。」と規定されていることから、当該契約書に記載されている返還の期限として「業務料が減額された日から30日以内」を法令その他の定めがある場合とする。
- (8) 第5項において、第4項と同様に「10分の4」とする。
- (9) 第6項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「支払遅延防止法」第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成23年4月1日から適用されている「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」は「年3.1パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第35条関係

- (1) 第35条は、前払金を支払う条件の場合に採用する。また、前払金を支払わない条件の場合には、第35条の条文を削除する。
- (2) 第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。
- (3) 第3項は、発注者が保証事業会社に対する履行期間変更の通知を受注者に代理

させる場合に採用する。また、受注者に代理させずに発注者自身で通知する場合には、第3項の条項を削除する。

第36条関係

第36条は、前払金を支払う条件の場合に採用する。また、前払金を支払わない条件の場合には、第36条の条文を削除する。

第36条の2関係

- (1) 第36条の2は、部分払金を支払う条件の場合に採用する。また、部分払金を支払わない条件の場合には、第36条の2の条文を削除する。
- (2) 第1項において、「履行期間中〇回」の部分には入札説明書等に記載した部分払の回数を記載する。
- (3) 第3項の「10日」については、「支払遅延防止法運用方針」第3の4により、既済部分の代価の全額を支払うことができる場合に、「支払遅延防止法」の適用を受けるものとされているため、現実的に部分払いは当該既済部分の引渡しを受けないことではあるが、「支払遅延防止法」第5条の規定による国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日からその他の給付については10日以内の日に検査の時期とする旨を準用することとする。
- (4) 第5項の「10日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第6項の「10日」については、「支払遅延防止法運用方針」第3の4により、既済部分の代価の全額を支払うことができる場合に、「支払遅延防止法」の適用を受けるものとされているため、現実的に部分払いは当該既済部分の引渡しを受けないことではあるが、「支払遅延防止法運用方針」第13の1（ロ）の規定による相手方から給付を完了した旨の通知を受け、国において完了の検査をしていないものは請求を受けた日からその他の給付については10日以内に支払わなければならないと解される旨を準用することとする。

第37条関係

- (1) 第37条は、仕様書等において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合に採用する。また、部分引渡しを受けない場合には、第37条の条文を削除する。
- (2) 第3項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第37条の2関係

- (1) 第37条の2は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第37条の2の条文を削除する。
- (2) 発注者は、入札説明書等により次に掲げる事項を了知させること。
 - ① 各会計年度における業務料の支払の限度額（〇年度〇%と割合で明示すること。）
 - ② 各会計年度における業務料の支払いの限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。
- (3) 第1項及び第2項における金額の記載方法は、「国庫債務負担行為に基づく契約における工事請負契約書の作成要領」（平成11年1月6日付け事務連絡。以下「国債工事契約書作成要領」という。）を参照の上、作成すること。

第37条の3関係

- (1) 第37条の3は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第37条の3の条文を削除する。
- (2) 第1項は、会計年度ごとの出来高予定額から前払金を算出し、各年度に前払金を支払う場合が適用する。
- (3) 第2項は、契約会計年度に前払金を支払わない旨が入札説明書、仕様書等に定められている場合に採用する。また、第1項により、会計年度ごとの出来高予定額から前払金を算出し、各年度で前払金を支払う場合又は第3項により、前払金を契約会計年度に一括して支払う旨を入札説明書、仕様書等に定めている場合には、第2項の条項を削除する。
- (4) 第3項は、前払金を契約会計年度に一括して支払う旨を入札説明書、仕様書等に定めている場合に採用し、その前払金相当分を記載する。また、第1項により、会計年度ごとの出来高予定額から前払金を算出し、各年度に前払金を支払う場合には、第3項の条項を削除する。
- (5) 第4項及び第5項は、第1項により、会計年度ごとの出来高予定額から前払金を算出し、各年度に前払金を支払う場合に採用し、第3項により、前払金を契約会計年度に一括して支払う旨を入札説明書、仕様書等に定めている場合には、第4項及び第5項の条項を削除する。
- (6) 第5項において、第35条第3項を削除する場合は、「この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。」の部分削除する。
- (7) 第3項における金額の記載方法及び(2)から(5)における条項の採用又は

削除は、「国債工事契約書作成要領」を参照の上、作成すること。

第37条の4関係

- (1) 第37条の4は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第37条の4の条文を削除する。
- (2) 第3項において、入札説明書等に記載した各年度の部分払の回数を記載する。

第39条関係

- (1) 第39条は、前払金、部分払金及び部分引渡しに係る業務料の支払いを条件とせず、業務料を一括して業務完了後に支払う場合は、第39条の条文を削除する。
- (2) 第1項において、前払金を支払わない条件の場合は、「第34条」の部分削除する。
- (3) 第1項において、部分払金を支払わない条件の場合は、「第36条の2」の部分削除する。
- (4) 第1項において、部分引渡しに係る業務料を支払わない条件の場合は、「第37条」の部分削除する。
- (5) 第39条の表題は、前三項のうち、複数の支払いを条件としていない場合は、「前払金等」を支払いの条件にしている「前払金」、「部分払金」又は「部分引渡し」に読み替え、表題を記載し、第1項において、支払いを条件としていない「第34条」、「第36条の2」又は「第37条」の部分削除する。

第40条関係

- (1) 第3項において、瑕疵担保期間を「3年以内」とする。
- (2) 第4項において、受注者の故意又は重大な過失により生じた瑕疵の場合の瑕疵担保期間を成果物の引渡しを受けた日から10年とする。

第41条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「国の債権の管理等に関する法律施行令」（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

- (4) 第3項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「支払遅延防止法」第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成23年4月1日から適用されている「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」は「年3.1パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第41条の2関係

- (1) 第1項において、「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」（「工事における違約金に関する特約条項の制定等について」（平成15年5月19日付け国空経第175号）の別添通知文書）の（別紙）により、「10分の1」とする。

- (2) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「債権管理法施行令」第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第42条関係

第2項において、違約金としての請負代金額の「10分の〇」の部分は、次の各号のいずれかに該当する割合を記載する。

- ① 低入札価格調査の対象とならない契約の場合は、「会計法」第29条の8及び「予決令」第100条第1項第4号により、契約担当官等が作成すべき契約書に違約金に関する事項を記載しなければならないため、「10分の1」と記載する。
- ② 低入札価格調査の対象となった契約の場合は、「低入札調査対象工事契約保証金通達」1(2)③により、「10分の1」を読み替え、「10分の3」と記載する。

第44条関係

第1項第一号及び第二号において、業務の変更が著しい量的変更として減少した場合とは、契約の同一性を失うものとして、受注者に契約解除の権利を認めた

ものであり、その基準として、業務料が「3分の2以上」の減少、業務の中止期間が履行期間の「10分の5を超えた」場合とする。

第45条関係

第3項の「14日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第46条関係

(1) 第1項及び第2項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「支払遅延防止法」第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成23年4月1日から適用されている「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」は「年3.1パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

(2) 第4項「撤去」には、貸与品等を発注者に返還することが含まれること。

(3) 第6項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれること。

第48条関係

第1項及び第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「債権管理法施行令」第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第49条関係

調停人を選任する場合は、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等紛争の処理に要する費用の負担について、あらかじめ定めておくこと。

文末書関係

発注者及び受注者が互いに一通を保有するため合計二通とする。

なお、支払事務等のために必要な契約書の写しの数量を本書の数には加えないこと。

附則（平成22年10月29日 国空予管第631-2号）

- 1 本契約書は、測量又は建設コンサルタント等における工事設計業務又は工事監理業務以外の測量業務、調査業務等を対象とする。
- 2 契約書を作成する場合、契約書の名称は、業務内容に応じ適宜「〇〇業務契約書」とすること。
- 3 当該運用基準に掲載されている、条約、法律及び政令等の各種基準が改正された場合、当該運用基準が改正されるまでの間は、改正後の当該各種基準に定められた内容を採用し、当該運用基準を読み替え、適用すること。